

参 考（改 正 後 全 文）
老 発 第 0 5 2 9 0 0 1 号
平 成 1 8 年 5 月 2 9 日

最 終 改 正
老 発 第 号
令 和 3 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」
(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)により行っている
ところであるが、今般、同通知の一部を改正し、別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交
付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行うこととされ、令和3年〇月〇日から適
用することとされたので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 市町村交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等市町村事業整備計画

（1）防災・減災等市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 防災・減災等市町村事業整備計画の名称
- イ 防災・減災等市町村事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等市町村事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等市町村事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表する

とともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

（3）防災・減災等市町村事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等市町村事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等市町村事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するた

めの改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業

エ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

オ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに防災・減災等市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金（都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等都道府県事業整備計画

(1) 防災・減災等都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

ア 防災・減災等都道府県事業整備計画の名称

イ 防災・減災等都道府県事業の目標

ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

エ 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

(2) 防災・減災等都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、地方厚生（支）局にその写しを送付するものとする。

(3) 防災・減災等都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等都道府県事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ウ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- エ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- オ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業
- カ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

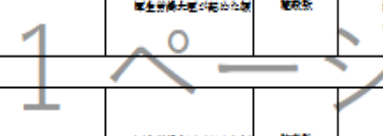
3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに防災・減災等都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 防災・減災等事業費補計可に基づく事業

1 区分	2 会計区分	3 種別	4 事業区分	5 補給金			6 対象施設	
				国	都道府県支出補助金 (事業区分)	事業者		
既存の消防施設等のスプリンクラー設備設置事業								
スプリンクラー設備 (広域型施設)								
1,000㎡未満の居室	8,710㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	非常階段ごと 1台あたり	新増設費	10/10	-	-	<p>消防・防災等事業費補計可に基づく事業の施設等の設置（施設の種類と一時的に設置されるものによって、延床延床（広域型）が設置される施設を含む。）に必要となる工事業費は、工事業費及び工事費（工事費以外の設備に必要となる費用）に必要となる費用として、労務費、材料費、経費補助金、設備補助金、労務補助金等の補助金を活用するものとする。また、このほか、消防・防災等事業費の2.（各区分）に該当する事業費の範囲とする。）</p> <p>ただし、このほか、(消防) 全額にわたって補助金を活用する費用を除き、工事業費は工事業費にのみ、これと併用される施設に適用されるものとする。</p>	
1,000㎡未満の居室であって、床面積が200㎡未満の居室	8,710㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積/1㎡以下、440㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積の半額	非常階段ごと	新増設費	10/10	-	-		
200㎡未満の居室であって、避難経路へ避難する人員の数を確保する居室	1,000㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	施設数	新増設費	10/10	-	-		
200㎡未満の居室であって、消防機関へ避難する人員の数を確保する居室	200㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積			10/10	-	-		
(広域型施設)								
ア 職員用エレベーター (コアハウス・2階・6階)								
イ 車庫用エレベーター								
ク 専務用及び非常用エレベーターのうち、新増設費が特に必要と認められる施設								
スプリンクラー設備 (広域型事業型施設)								
1,000㎡未満の居室	8,710㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	非常階段ごと 1台あたり	新規費	10/10	-	-		
1,000㎡未満の居室であって、床面積が200㎡未満の居室	8,710㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積/1㎡以下、440㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積の半額	非常階段ごと		10/10	-	-		
200㎡未満の居室であって、避難経路へ避難する人員の数を確保する居室	1,000㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	施設数	新規費	10/10	-	-		
200㎡未満の居室であって、消防機関へ避難する人員の数を確保する居室	200㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積			10/10	-	-		
(広域型事業型施設)								
ア 小規模コアハウス								
イ 新設型職員用エレベーター								
ク 小規模車庫用エレベーター								
ニ 小規模車庫用エレベーター								
ホ 車庫用エレベーター等七小規模車庫								
ヘ 小規模コアハウス等 (2階)								
ニ 小規模コアハウスのほか、専務用及び非常用エレベーターのうち、新規費が特に必要と認められる施設を含む。								
既存の消防ポンプルームの改修工事等実施事業								
(広域型事業型施設)								
・ 消防ポンプルーム改修工事 ・ 小規模コアハウス ・ 小規模車庫用エレベーター ・ 小規模改修工事								
15,400㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	施設数	新規費	10/10	-	-			
(広域型事業型施設)								
・ 小規模改修工事 ・ 消防ポンプルーム改修工事 ・ 小規模改修工事等七小規模車庫 ・ その他消防ポンプルーム改修工事等七小規模車庫の改修1-1小規模改修工事の設置に関する事業の2対象事業 (1) 消防ポンプルーム改修工事等七小規模車庫の改修において、新規費が特に必要と認められる施設								
7,700㎡の範囲内で居室等 床面積が総床面積	新規費	10/10	-	-				
消防ポンプルームの改修工事等実施事業								
(広域型事業型施設)								
・ 消防ポンプルーム改修工事 ・ 職員用エレベーター (コアハウス・2階・6階) ・ 車庫用エレベーター ・ 小規模改修工事 ・ 車庫用エレベーター								
居室等床面積が総床面積								
施設数								
新増設費								
1/2								
1/4								
1/4								
消防ポンプルームの改修工事等実施事業								
(広域型事業型施設)								
・ 消防ポンプルーム改修工事 ・ 職員用エレベーター (コアハウス・2階・6階) ・ 車庫用エレベーター ・ 小規模改修工事 ・ 車庫用エレベーター								
居室等床面積が総床面積								
施設数								
新増設費								
1/2								
1/4								
1/4								



高齢者施設等の非営利施設等事業

(公益型施設等) ・特別養老ホーム ・福祉老人ホーム (ケアハウス・介護・居宅) ・介護老人保健施設 ・介護型介護 ・介護老人ホーム	厚生労働省が認定施設	施設型	新設事業	1/2	1/4	1/4
(施設型事業型施設等) ・施設型特別養老ホーム ・小規模介護ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護型施設 ・小規模介護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・ミニ施設型居宅介護事業所(福祉施設等設置事業所の併設1-1介護施設等の設置に関する事業)と併設事業(1) 施設型サービス事業型施設等事業の併設施設であって、南河村長が認定する施設	厚生労働省が認定施設	施設型	南河村	1/2	1/4	1/4

高齢者施設等の認定非営利型社会福祉法人事業

(公益型施設等) ・特別養老ホーム及び併設される老人保健施設 (併用事業に該当しない) ・上記以外の老人保健施設 ・福祉老人ホーム (ケアハウス・介護・居宅) ・介護老人保健施設 ・介護型介護 ・介護老人ホーム ・福祉老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・老人福祉センター (介護・福祉・居宅) ・老人保健施設併設事業所 ・老人保健センター (在宅介護支援センター) ・在宅型介護施設	厚生労働省が認定施設	施設型	新設事業	1/2	1/4	1/4
(施設型事業型施設等) ・施設型特別養老ホーム及び併設される老人保健施設 (併用事業に該当しない) ・上記以外の小規模老人保健施設 ・小規模介護ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護型施設 ・小規模介護老人ホーム ・小規模福祉老人ホーム ・施設型特別養老ホーム併設事業所 ・認知症対応型介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護型・認知症対応型併設介護事業所 ・施設型介護事業所 ・介護型介護 ・施設型介護センター ・高齢者ケアハウス ・緊急コールセンター	厚生労働省が認定施設	施設型	南河村	1/2	1/4	1/4

高齢者施設等に設置される機器の設置に係る設置費等事業

(公益型施設等) ・特別養老ホーム及び併設される老人保健施設 (併用事業に該当しない) ・上記以外の老人保健施設 ・福祉老人ホーム (ケアハウス・介護・居宅) ・介護老人保健施設 ・介護型介護 ・介護老人ホーム ・福祉老人ホーム	施設型・設備型 (新設事業は 認定施設が設置) (1) 南河村 設備型 (認定施設が設置) (2) 南河村	施設型	新設事業	10/10	=	=
(施設型事業型施設等) ・施設型特別養老ホーム及び併設される老人保健施設 (併用事業に該当しない) ・上記以外の小規模老人保健施設 ・小規模介護ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護型施設 ・小規模介護老人ホーム ・小規模福祉老人ホーム ・施設型特別養老ホーム併設事業所 ・認知症対応型介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護型・認知症対応型併設介護事業所 ・施設型介護事業所 ・介護型介護 ・施設型介護センター ・高齢者ケアハウス	施設型・設備型 (新設事業は 認定施設が設置) (1) 南河村 設備型 (認定施設が設置) (2) 南河村	施設型	南河村	10/10	=	=

※小規模とは定員が以下のことをいう。

⑥高齢者施設等の防火設備整備事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	整備対象となる部分の名称・実施年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を克服するためのどのような事業内容が、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	実施主体	対象経費の算出(予定)額の1/2 a	交付基準額 b	交付(予定)額 c(a, bのいずれが低い額)	備考

⑦高齢者施設等の防災対策及び安全対策強化事業

施設の種類	施設の名称及び設置主体	開設年月日	定員数(人)	事業内容 (どのような危険性を克服するためのどのような事業内容が、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	実施主体	対象経費の算出(予定)額の1/2 a	交付基準額 b	交付(予定)額 c(a, bのいずれが低い額)	備考

⑧高齢者施設等における地震被害の軽減に係る緊急支援事業

施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の竣工年月日	整備対象となる部分の名称・実施年月日 (該当する場合のみ記載)	事業内容 (どのような危険性を克服するためのどのような事業内容が、具体的に明記)	国土強靱化地域計画への記載	実施主体	対象経費の算出(予定)額 a	交付基準額 b	交付(予定)額 c(aとbのいずれが低い額)	備考

担当課		担当課		担当課		担当課 (連絡)		メール アドレス	
-----	--	-----	--	-----	--	-------------	--	-------------	--